

可児市の水道事業

【事業の沿革】

水道事業は、昭和 33 年 12 月に事業創設認可を受け、昭和 37 年 2 月 1 日に供用開始しました。

その後、昭和 40 年代後半からの大規模な住宅団地造成などによる急激な人口増加に対応するため、昭和 58 年度まで 7 次にわたる拡張事業を実施し、給水能力の増強を図りました。

しかし、当市には従来から 1 日あたり 4,017 m³の自己水利権しかなく、将来的に増加していく水需要を賄うことができないことから、岐阜県と協議し、昭和 63 年 10 月から岐阜県から受水することになりました。

そして、第 8 次拡張事業で施設整備をし、平成 3 年度からは当市の水道用水の全量を岐阜県から受水することになり、平成 14 年には、第 9 次拡張事業として第 2 低区配水場（坂戸地内）を建設し、市内西部地区への供給能力の増強を図りました。

また、平成 18 年度からは兼山簡易水道事業を統合し、平成 25 年度からは久々利大萱地区の飲料水供給事業と久々利大平地区の簡易水道事業を統合しています。

【水源および給水区域】

上水道は、県水を水源として、中区配水場は、県水山之上浄水場および川合浄水場の 2 系統から、低区配水場と第 2 低区配水場および兼山配水場は県水山之上浄水場の 1 系統からの 4 配水場と桜ヶ丘配水池に県水小名田調整・配水池からの 5 施設で一日最大 52,362 m³ /日を受水することができます。

給水区域は大きく、木曽川左岸地区に広がる平野部と、山間丘陵部を造成し宅地開発した丘陵部に分けることができます。

平野部は、県水を受ける配水場（市内 4 箇所）から自然流下方式で配水しています。

丘陵部の団地は分散しており、標高差もあり配水場からの自然流下方式の配水ができないので、各団地等の高台に配水池（市内 16 箇所）を設けてポンプ場（市内 9 箇所）から送水ポンプで送水した後、配水池から自然流下方式により配水しています。

（配水ブロック図および配水系統図を参照）

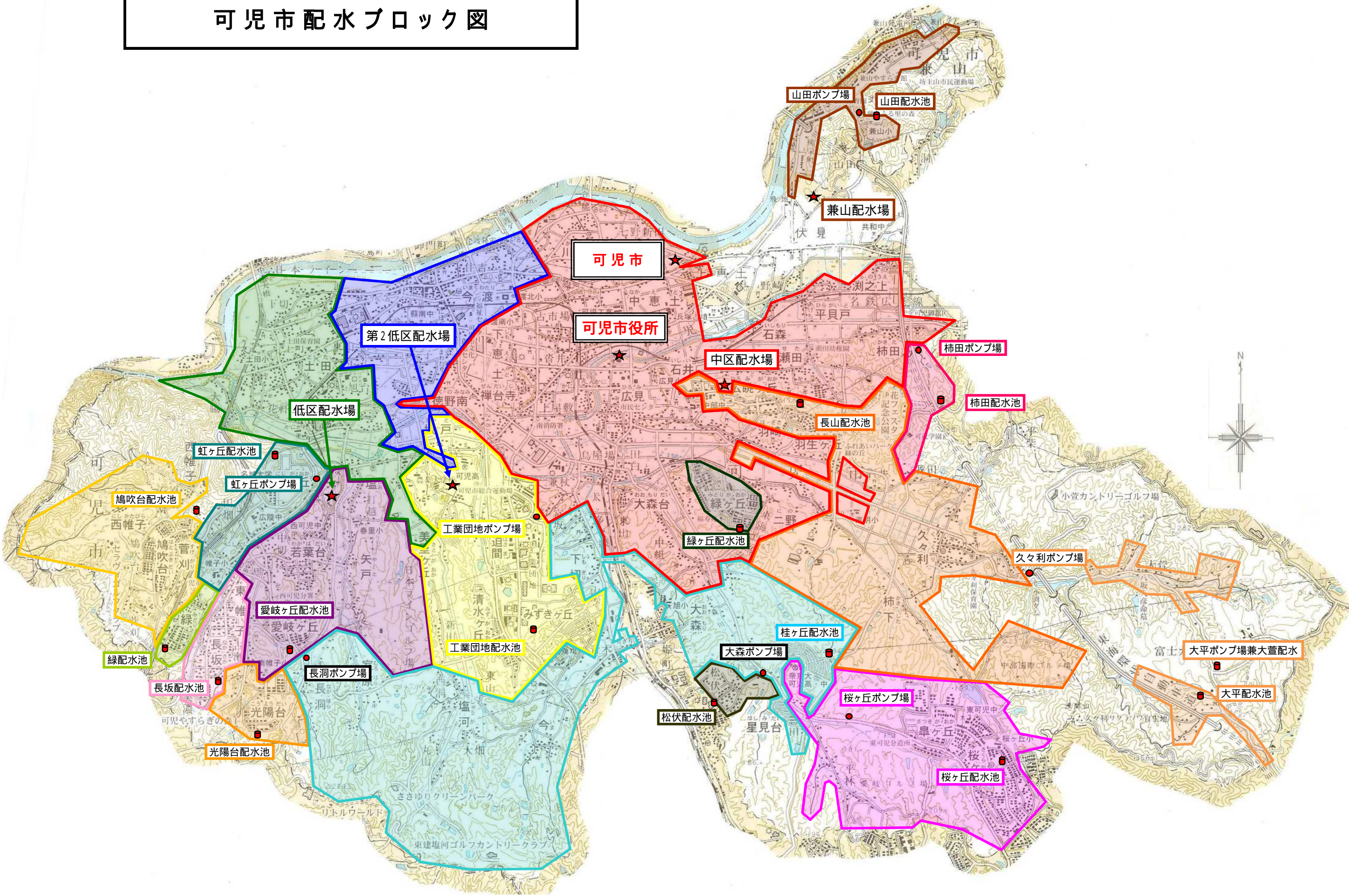


第 2 低区配水場（坂戸地内）



長山配水池（羽生ヶ丘地内）

可児市配水ブロック図



可児市の配水系統図

